



日野市告示 第142号

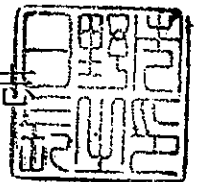
## 公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2（準用の場合を含む）  
及び日野市市税条例（昭和33年条例第13号）第18条の規定により、別紙  
のとおり告示します。

なお、送達すべき書類は担当課において保管しているので、送達を受けるべ  
き者の申出があればいつでも交付します。

令和 8年 6月 9日

日野市長 古 賀 壮 志



担当課：納税課

